

社会医療法人シマダ 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員が仕事と家庭生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるように、働きやすい雇用環境づくりのため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

目標 1 : 育児休業、育児休業給付などの制度の周知や情報提供を行い、
女性の育児休業取得率を 86%以上、男性の育児休業を 2 人以上とする。

対策 1 : 職員に育児休業制度・手続きに関する情報提供や啓発活動を行い、
積極的に取得できる環境作りを行う。(令和 5 年 4 月～)

目標 2 : 有給休暇取得の促進 目標消化率 70%

対策 2 : 計画的な有給休暇を促すため各部署の有給休暇消化率を公表し、啓発活動
を行う。(令和 5 年 4 月～)

目標 3 : 職員全員の所定外労働時間の削減のための措置を実施する。
月 20 時間超の残業人数を全体の 14%以下に削減する。

対策 3 : 月々の残業時間を管理し、時間外労働の原因分析を行い、面談・改善を行
う。(令和 5 年 4 月～)

女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるように、働きやすい雇用環境づくりのため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

目標 1 : 産休、育児休業について相談窓口を通じて細やかな相談体制を行う。

対策 1 : 妊娠中の方への配慮と育児休業、給付金についての情報提供を行う。(令和
5 年 4 月～)

目標 2 : 育児休業からの復帰支援を行い、継続して勤務できる体制を作る。

対策 2 : 育児休業からの復帰前に、就業時間、子供の預け先の相談を行い、職場復
帰を支援する。(令和 5 年 4 月～)

女性活躍に関する情報 (令和 4 年度)

- 1.採用した職員に占める女性の割合 80%
- 2.職員に占める女性の割合 76%
- 3.管理職(主任以上)に占める女性の割合 52%
- 4.育児休業取得率 95%